

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 介護保険課 管理係	
許 認 可 等 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第115条の12第1項	
連 絡 先	(電話 621-5587)	
審 査 基 準	基 準	介護保険法第115条の12及び第115条の14並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のとおり。
	参 考 事 項	介護報酬の解釈 (発行所 ; 社会保険研究所)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 _____ 日 (休日を除く・休日を含む) (設定しないものについてはその理由) 指定申請時には施設基準の確認、人員基準による職員の確保等、更新申請時には実地指導を実施し、基準遵守の状況を確認するなど、審査に長期間を有する場合があります、標準処理期間の設定は馴染まない。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)